

【凡例】

1 法令名欄

法律 政令 規則 告示 [C 3 5 - 1 0 5]
明治 (A) (H) (O) (V) }
大正 (B) (I) (P) (W) }
昭和 (C) (J) (Q) (X) }
平成 (D) (K) (R) (Y) }

制定年
法令番号

(注) 規則とは、内閣府令(共同命令も含む)及び国家公安委員会規則をいう。

2 条項名欄

(条) (項) (号)
算用数字 - 算用数字 つき数字
(例) 第 2 5 条第 2 項第 1 号 2 5 - 2

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)	(警察所管法令等に係る権限者の例)
国の機関	「10」	内閣総理大臣又は国家公安委員会
都道府県の機関	「20」	都道府県知事
〃	「21」	都道府県公安委員会
〃	「22」	警察署長又は警察本部長
〃	「29」	高速道路交通警察隊長等

4 適用除外欄

行政手続法の規定が適用除外となる行政手続法の根拠条項を示す。

行政手続法(抜粋)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(11) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(13) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 (略)

3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に関し監督上される処分(当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。)については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

5 審査基準欄

(1) 何らかの審査基準を定めるもの

(2) 審査基準を定めることを要しないもの

(理由)

ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。 ア

イ 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な審査基準を定めることが困難であると認められるものであるから。 イ

ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に関する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 ウ

(3) 当面審査基準を定めることを要しないもの

ア 処分の先例がなく又は稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。 エ

6 標準処理期間欄

(1) 標準処理期間を定めるもの

(2) 標準処理期間を定めないもの

(理由)

ア 標準処理期間が「法令の定め」に尽くされているから。 ア

イ 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから。 イ
(目安となる期間を定めるものについては、「イ」とした。)

ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に関する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 ウ

エ 処分の先例がなく又は稀であり、標準処理期間を具体化することが困難であるから。 エ